

# 【ITシステム「2025年の崖」の克服と DXの本格的な展開 2】

お使いの銀行FB(ファームバンキング)  
IB(インターネットバンキング)を經由した  
海外送金等は、  
2025年11月末までに追加情報が必須になります

東京共同会計事務所  
事業開発企画室  
齋藤隆之



# お使いの銀行FB(ファームバンキング) IB(インターネットバンキング)を經由した海外送金等は、 2025年11月末までに追加情報が必須になります！

## アップロードデータのフォーマット変更のご準備は万全ですか？

- マネーロンダリング防止を強化するために海外送金等において、**受取人住所等の詳細情報入力**が必須になります。それに伴い、銀行FB・IBのデータフォーマットが変更（XML化）になります。
- ERPやTMS、自社システムから銀行FB・IBに海外送金指図等をアップロードしている場合は、そのデータフォーマットが2023年3月から段階的に変更されていきますので、取引銀行に確認の上、システム改修が必要となります。

〈〈新しい外国送金フォーマットに対応するためには、一般的に以下のような作業が必要になります〉〉

- ①送金先の住所の詳細情報を取得します。（入力が必要となります）
- ②ERPやTMS、自社システムから銀行FB・IBに海外送金指図等をアップロードしている場合は、システムベンダーまたは自社でのシステム改修が必要となるので、まずは自社のシステム部門等に対して予算やスケジュールの確保をします。
- ③システム改修により作成した新フォーマットでのファイルが問題なく銀行に受け入れられるかテストをします。

Treasurers Club of Japanでは、上記作業のお手伝いもいたします。 [tresurers@tkao.com](mailto:tresurers@tkao.com)

### 【開示事項】

当資料は、情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。

当事務所が信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性及び完全性を保証するものではありません。

当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。

当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。